

地震等で避難された方の旅館ホテルへの一時受入れについて

1. 目的

今回の地震・津波での被災や原発からの避難のため、避難所で過ごされている方の生活改善を目的に、仮設住宅の整備、自宅からの避難命令や屋内退避命令の解除等、生活環境が整うまでの間、緊急的な避難所のひとつとして福島県内の旅館ホテルなどで一時的に受け入れようとするものです。

2. 対象者

各避難所に避難されていて、住居の損壊や住居が避難指示、屋内待機地域にあるため、住居に戻ることが困難な方のうち、旅館ホテル等への移動を希望される方（既に各旅館ホテルに宿泊している方、親戚宅等に避難している方は、今回は含めません。）

※市町村が発行する罹災証明書等により、被災の事実を確認させていただく事がございます。上記事実が確認できない場合、対象となりませんので、ご注意ください。

3. 旅館ホテルへの受入れ方法

- (1) 宿泊する旅館ホテルを、市町村と県が調整しながら選定し提供します。
宿泊施設を指定することはできません。
- (2) 旅館ホテルには、県や施設が用意するバスなどで移動します。自家用車の移動も差し支えありません。
- (3) 旅館ホテルにおいては、3食が提供されます。
- (4) あくまで緊急的な避難所としての措置であるため、旅館ホテルから受けられる食事等を含めたサービスは一般の宿泊者とは差がありますので、あらかじめご了承ください。

4. 被災者の経費負担

基本的な宿泊費、食費は無料です。